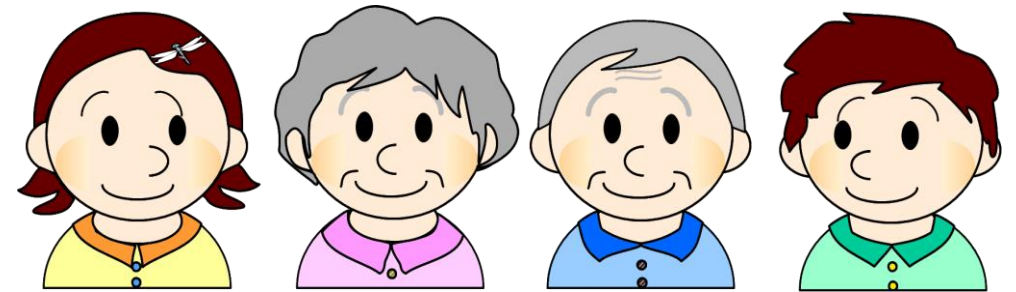


あんしんサポートと 成年後見制度

認知症などによって判断能力が不十分になった方の大切な財産や必要な権利を擁護するための制度です。



このようなことで不安や心配なことはありませんか？

通帳、ハンコの管理が難しい。
お金が足りなくなる。

今は大丈夫だけれども、将来、お金の管理や契約が心配になりそう。

介護保険のサービスや施設入所の契約が難しいと感じてきた。



このパンフレットでは、地域包括支援センターの職員が、ご本人の判断能力や困りごと、お手伝いしてほしいことを伺いながら「あんしんサポート」や「成年後見制度」の利用について説明をしています。
地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または看護師が自宅への訪問や電話相談、来所相談により、みなさんの生活と権利をまもるお手伝いをしています。

任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。



【任意後見制度】

●対象者

現在、十分に判断能力がある方

●任意後見制度の流れ

①本人と任意後見受任者が委任内容を確認

※任意後見受任者とは
家族・友人・弁護士・司法書士等

②公証役場

本人と任意後見受任者が公正証書を作成

本人の判断能力不十分

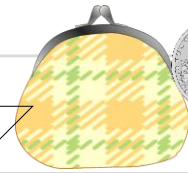
③家庭裁判所に申し立て
法定後見制度と同様の手続

④任意後見の開始

例えば…

日常的な買い物ができますか？

はい
はい



いいえ
いいえ

【後見】

銀行で預貯金の
出し入れができますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

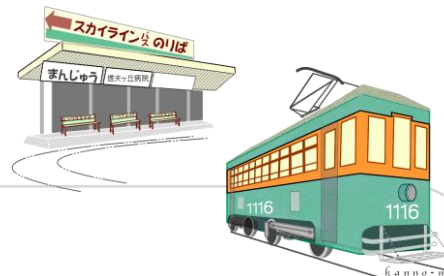
物忘れは多いが
自覚がある

自覚しない
物忘れがある

【補助】

【保佐】

※類型は家庭裁判所の面接や申し立て書類によって確定します。



ご相談は

○ご相談は、福島市地域包括支援センター

もしくは福島市長寿福祉課長寿支援係まで。

○地域包括支援センターは福島市が設置した高齢者の相談窓口です。

お住まいの地域により担当の地域包括支援センターがあります。

あんしんサポート (日常生活自立支援事業)

厚生労働省が管轄する制度で、社会福祉協議会と契約を結びます。生活支援員が安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービス利用の援助や暮らしに必要なお手伝いをします。

●対象者

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が十分でない方
※社会福祉協議会の職員が訪問し質問を通して判断します。

●サービスの種類と例

サービスの利用援助…福祉サービス利用に関する手続きや情報提供 苦情解決の手伝い

選 択

- 日常生活上の手続き援助…郵便物の整理 市役所で行う手続きや届け出の手伝い
- 日常的金銭管理…銀行でのお金の出し入れ 公共料金、家賃、日用品の代金支払い
- 書類等預かりサービス…通帳やはんこ、証書などの書類の預かり
- ※現金や宝石、骨董品のお預かりはできません。買い物代行・家事代行・介護・看護 通院の付添や保証人になるといったことはお手伝いできません。

●サービス利用までの流れ

- ①相談の受付
事業の説明をし、ご本人が利用したい場合は、社会福祉協議会に利用の相談をします。本人以外でも、家族、地域包括支援センター、介護支援専門員などを通じて利用の相談をしていきます。
- ②相談・打ち合わせ
担当者が訪問し面接。面接情報を持ち帰って利用の可否が検討されます。

- ①相談の受付
- ②相談・打ち合わせ
- ③支援計画の作成
- ④契 約
- ⑤あんしんサポートの開始

③支援計画の作成
どのようなお手伝いを行うか支援計画を考えます。

④契約
社会福祉協議会と利用契約を結びます。

⑤あんしんサポートの開始
支援計画にそって、生活支援員がサービスを提供します。

利用料 (平成28年4月より)

- 利用料は1時間1,200円とし最初の1時間をこえた場合、30分ごと400円がかかります。
- ※この他、生活支援員の交通費がかかります。①～④の相談までは無料⑤のサポート開始より費用がかかります。
- 貸金庫を利用する場合、費用がかかります。
- 生活保護を受けている方は無料です。

ご相談・お問い合わせは
福島市社会福祉協議会
電話024-533-3341
ご相談・お問い合わせ時間
●月曜日～金曜日(祝日 年末年始を除く)
●午前9時～午後5時まで

成年後見制度

法務省が管轄する民法に定められた制度で、家庭裁判所の決定に基づき、判断能力の不十分な方々が財産管理や日常生活での契約などの法律行為において不利益をこうむらないように権利と財産を守ります。

●対象者

判断能力が不十分な方から判断(事理弁識)能力が常に欠け会話が成り立たず意志疎通も不可能な方を対象とします。
※事理弁識とは…日常生活に必要な法律行為の意味を理解し判断する能力

●サービスの種類と例

- 財産管理…日常生活に関わる支払いや預金の管理・不動産の処分・遺産分割
- 身上監護…介護・福祉サービスの利用や施設への入退所の手続きに関する契約

※「代理権」や「同意権・取消権」によって本人に代わって契約を行ったり、不利益な契約行為を取り消すことで、本人を保護し、援助を行います。

●成年後見制度には3つのタイプがあります

【任意後見制度】

【補助】

【保佐】

【後見】

現在は大丈夫な人

判断能力が不十分な人

判断能力が著しく不十分な人

判断能力を欠いている人

【後見】タイプになるほど、判断能力は低下、お手伝いすることも多くなります。

●一般的な手続きの流れ

- ① 相談の受付
- ② 申 立 て
- ③ 審 理
- ④ 審 判
- ⑤ 法定後見開始

①相談の受付

- ご本人の判断能力や日常生活、経済状態、家族構成をお伺いします。
- 制度の概要を説明します。

●申し立てを本人や親族で行うことができるのかを話し合います。難しい場合には弁護士や司法書士、専門職による申し立ての支援を相談します。

●弁護士等へ申し立ての支援を依頼する場合は10万円前後の費用がかかります。

②申し立て

申立人(本人、配偶者、4親等内親族)が、必要な書類を整えて本人の住所地の家庭裁判所へ提出。

③審理

家庭裁判所にて書類の点検や申し立て理由の確認。

④審判

類型の決定 成年後見人等の選任と内容・範囲の決定。

⑤法定後見開始

成年後見人等が支援を始めます。

法定後見制度 の流れ

相談受付 申し立て準備⇒

- 申し立てに必要な書類を家庭裁判所からもらいます。
- 本人の判断能力・日常生活・経済状態をできる範囲で把握します。
- 申し立ての目的、類型と後見事務の内容を整理
- 申立人や成年後見人等の候補を検討
- 成年後見用の診断書、戸籍謄本などの準備

申し立て⇒

- 申立人が、本人の住所地の家庭裁判所に申し立てます。
- 申立書などの必要書類や申し立て手数料などの費用を提出します。
- 予め電話で予約したうえで、申し立ての当日に、家庭裁判所の職員が申立人や後見人候補者申し立てに関する詳しい事情を確認します。

審理⇒

- 申し立て書類を点検し、申立人から申し立ての理由の説明を聞きます。
- 後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。
- 本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況などを調査します。
- 補助・保佐で代理権などをつけた場合は、本人の同意の有無を確認します。
- 家庭裁判所は、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行うこともあります。実際に鑑定がおこなわれるのは全体の約1割程度

審判⇒

- 申し立てた種類の決定、成年後見人等の選任と内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。
- 後見人等が審判書を受理してから2週間経過後に審判が確定します。
- 審判の内容は東京法務局（全国の成年後見登記事務を取り扱っています。）に登記されます。
- 法定後見人等に支払う報酬は、本人の支払い能力に応じて家庭裁判所が決定します。

審判確定と 法定後見開始⇒

- 本人と法定後見人に審判結果を通知し、法定後見が開始します。
- 申し立てから審判までは、2〜3ヶ月程度が見込まれます。
- 確定後、1ヶ月以内に後見人等は、本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
- 財産管理や身上監護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

終了

- 家庭裁判所へ本人の死亡の連絡
- 管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡し等

任意後見制度

任意後見受任者と 委任内容の確認⇒

- 将来、判断能力が不十分になったときにどのような生活を送りたいか、誰にどのような支援を受けたいか考えます。
- 本人と任意後見受任者との話し合いにより、委任する内容を決めます。

任意後見契約⇒

- 本人と任意後見人となる人が一緒に公証場で公正証書による任意後見契約を結びます。
- 公正証書の内容は、公証人からの依頼（嘱託）により、東京法務局に登記されます。
- 任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約できまります。

任意後見監督人選任 の申し立て⇒

- 申し立て権者
本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者
- 任意後見制度を利用するために、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶように申し立てます。

本人の判断能力の低下

- 公正証書を作成する費用
- 公正証書作成の基本手数料… 11,000円
 - 登記嘱託手数料… 1,400円
 - 登記所に納付する印紙代… 2,500円

任意後見開始⇒

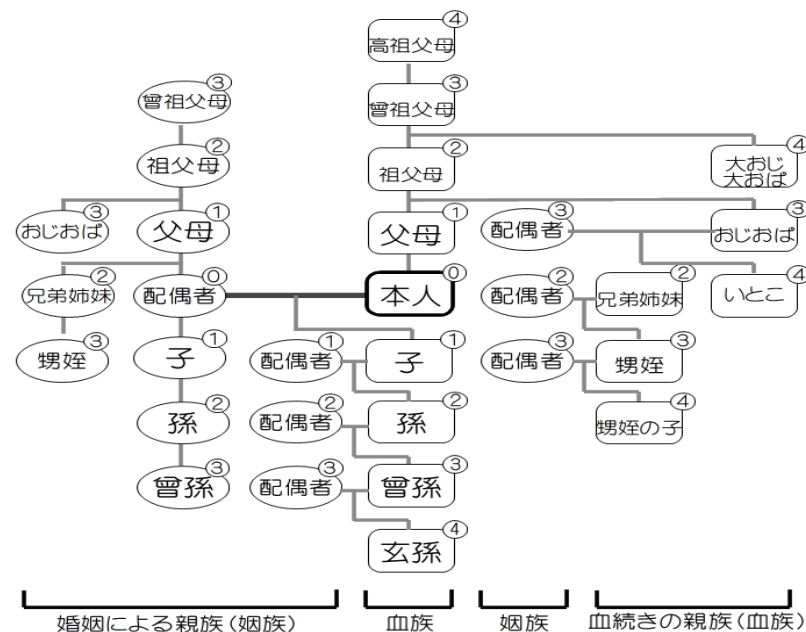
- 法定後見制度と同様に調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。

終了

- 解除（正当な理由と家庭裁判所の許可が必要）
- 解任（不正な行為等が判明した場合）
- 死亡・破産（本人や任意後見人）
- 法定後見の開始

申し立てに要する書類（目安）

4親等内親族とは



- ①収入印紙 800円 … 郵便局
- ②郵便切手 4000円 (500円×5枚 80円×10枚 50円×4枚 20円×10枚 10円×30枚) … 郵便局
- ③収入印紙 2600円分 … 郵便局
- ④精神鑑定費用 10万円程度 (必要な場合)
- ⑤余剰金を返金するための金融機関、口座番号の控え
- ⑥申立書 … 同封
- ⑦申立書附票 ・ 親族関係図 ・ 後見人等候補者身上書… 同封
- ⑧戸籍謄本 (全部事項証明書) … 本籍のある市町村役場
- ⑨戸籍謄本 (後見人等候補者分) … 住所地又は本籍のある市町村役場
- ⑩後見登記されていないことの証明書 … 法務局
- ⑪診断書 … 同封
- ⑫本人の財産目録 … 同封
- ⑬本人の収支予定表 (後見開始の場合のみ)
- ⑭本人の健康状態がわかる資料 (介護保険者証・その他障害者手帳など)
- ⑮後見開始の申し立ての場合に必要な資料
 - 不動産についての資料
 - 預貯金・株式等についての資料
 - 生命保険・損害保険等についての資料
 - 負債についての資料
 - 収入についての資料
 - 支出についての資料

各制度の対象とする目安				
判断能力 あり	日常生活を送るのに不安がある	不十分	著しく不十分	欠いている
【あんしんサポート】				
【任意後見制度】		【補助】	【保佐】	【後見】
あんしんサポートの対象は成年後見制度の【補助】と【保佐】に重なり、次のア、イの二つの要件を満たす場合に事業の利用につなぐ判断をします。 ア、判断能力が不十分であること イ、事業の契約内容について判断し得る能力を有すること 上記のイとは、社会福祉協議会との契約や手伝ってもらうことが理解でき、定期的に訪問する生活支援員が何をやる人間か判り、かつ顔を忘れていないこと。				